

トップランナー基準^{※1}(2019年4月15日告示)について

※1「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

照明器具及び電球を含めエネルギーの使用の合理化を図ることが特に必要な機器について、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率^{※2}が最も優れているもの(トップランナー)の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案し、製造事業者等が目標年度に満たすべき省エネ基準を設定するとともに、エネルギー消費効率に関する表示事項等が下記の通り、定められています。

照明器具

●対象となる照明器具

安定器又は制御装置を有するものに限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。

- ・照明器具(JIS C 8105-3:2011)
- ・施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具(JIS C 8106:2015)
- ・家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具(JIS C 8115:2014)

※対象除外の製品

- ・「照明器具(JIS C 8105-3:2011)以外のもの」(例;振動の激しい場所で使用するものなど、特殊用途用)
- ・「投光器」 ・「JIS規格のないもの」
- ・「蛍光灯ランプ、LEDを光源とする照明器具以外のもの」(例;HIDランプを用いる器具)

区分	光源色	相関色温度(K)	目標基準値(lm/W)	目標年度
1	昼光色	5,700~7,100	100.0	2020年度
	昼白色	4,600~5,500		
	白色	3,800~4,500		
2	温白色	3,250~3,800	50.0	
	電球色	2,600~3,250		

●調色機能を有するものの場合

- ・主に使用される光源色が想定されるものについては、その光源色の区分を適用する。
- ・主に使用される光源色が想定されないものについては、最も高い消費電力の定格値における光源色が該当する区分を適用する。

電球

安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球に限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く

●対象となる電球

- ・一般照明用白熱電球(JIS C 7501:2011) ・一般照明用電球形蛍光灯ランプ(JIS C 7651:2010)
- ・一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)(JIS C 8158:2017)(全ての形)
- ・JIS C 7709-1:2015で規定する口金がE17の一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)(全ての形)

※対象除外の電球

- ・「特殊な用途で使用されるもの」(例;防滴構造を有するもの など)
- ・「演出用や演色性の高い用途や特殊な光の照射を行う用途に使用されるもの
- ・「明るさではなく熱源として使用されるもの

区分	光源色	相関色温度(K)	目標基準値(lm/W)	目標年度
1	昼光色	5,700~7,100	110.0	2027年度
	昼白色	4,600~5,500		
	白色	3,800~4,500		
2	温白色	3,250~3,800	98.6	
	電球色	2,600~3,250		

●調色機能を有するものの場合

- ・主に使用される光源色が想定されるものについては、その光源色の区分を適用する。
- ・主に使用される光源色が想定されないものについては、最も高い消費電力の定格値における光源色が該当する区分を適用する。

■その他詳細は、下記URLをご参照ください。

一般社団法人 日本照明工業会; <https://www.jilma.or.jp/information/190415TR.pdf>

経済産業省; <https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190329001/20190329001.html>